

中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について
中間報告（案）

平成 21 年 6 月 19 日

中小企業政策審議会経営安定部会

目 次

1 . 中小企業倒産防止共済制度の現況について	4
(1) 加入状況について	4
(2) 掛金月額について	4
(3) 共済金の貸付状況について	5
(4) 共済金貸付の償還状況について	5
(5) 一時貸付金の貸付状況について	6
(6) 財務状況について	6
2 . 中小企業倒産防止共済制度の検討について	7
(1) 掛金月額、掛金総額及び共済金貸付額の限度額の引上げに ついて	7
(2) 償還期間の延長について	11
(3) 共済事由の拡大について	12
(4) 共済金貸付額の 1 / 10 の掛金の権利消滅、完済手当金 及び繰上償還について	15
(5) 新規加入時の申込金の扱い	16

はじめに

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業がその取引先企業の倒産の影響を受けて、売掛金債権等の回収困難により連鎖倒産する等の事態を防止するため、中小企業者が相互扶助の精神に基づき掛金を拠出し、取引先企業が倒産した際に共済金の貸付けを行う共済制度である。本共済制度は昭和 53 年に発足し、今年で 31 年目を迎えるが、現在までに約 25.7 万件、総額約 1 兆 8 千億円の共済金の貸付けを行ってきたところであり、連鎖倒産防止に役立ってきた。

他方、中小企業を取り巻く直近の経済情勢は一段と厳しさを増しており、平成 20 年度においては、原油・原材料価格の高騰と急落、世界的な金融危機に伴い世界経済が大幅に減速する中、中小企業の業況や資金繰りが急速に悪化した¹。

このような状況下、平成 20 年度における負債総額 1,000 万円以上の企業倒産件数は、前年度比 12.4% 増の 16,146 件となり、平成 14 年度(18,587 件)以来、6 年振りに 16,000 件を上回り、平成 9 年度(16.4%)以来の高い伸び率となった。特に、平成 21 年 3 月(1,537 件)は、単月では平成 15 年 3 月(1,560 件)以来、6 年振りに 1,500 件を超えた²。これらの倒産の太宗は中小企業であり、中小企業者³で見た場合には、平成 20 年度における負債総額 1,000 万円以上の企業倒産件数で前年度比 12.1% 増の 16,027 件となり、平成 21 年 3 月単月での倒産件数は 1,531 件となっている。

倒産件数が急増する中、連鎖倒産のリスクに直面した本共済加入者も急激に増えており、平成 20 年度の貸付件数は、前年度比 50.4% 増の 5,391 件、貸付金額も前年度比 63.9% 増の 487 億円と急伸している。中小企業を取り巻く経済情勢がなお予断を許さない状況にあって、連鎖倒産のリスクは現状以上に高まる

¹ 「中小企業景況調査」(中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構)によれば、業況判断 DI は、平成 20 年 10 - 12 月期に、現行の調査内容となった 1994 年以降で最悪の値となり、平成 21 年 1 - 3 月期において更に最悪の値を更新した(50.0 (全産業ベース))。また、資金繰り DI も、20 年秋以降、急速な悪化が続いている(36.6 (全産業ベース))。

² (株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」による。

³ 中小企業基本法に基づく中小企業者。

可能性があり、本共済制度は、従来以上に、中小企業にとってのセーフティネットとしての役割を果たしていくことが求められている。

かかる認識のもと、平成 20 年 6 月の第 17 回中小企業政策審議会経営安定部会における議論を踏まえ、中小企業倒産防止共済制度研究会⁴（以下「研究会」という。）を設置して約 1 年間にわたり検討が進められてきた。今般、その検討結果を受け、最近の中小企業者を取り巻く倒産の実態や中小企業者のニーズ、事業の収支状況や利用状況の推移等を踏まえ、本共済制度の今後の見直しの方向性について、本部会としての中間報告を行うこととする。

注：平成 20 年度の実績の数字は速報値であり、今後修正される可能性あり。
（以下の本文においても同じ）

⁴ 山本和彦一橋大学大学院教授を座長に、計 8 回開催した。5 月 28 日に研究会としての取りまとめを行った(研究会委員名簿：別紙参照)。

1. 中小企業倒産防止共済制度の現況について

(1) 加入状況について

本共済制度の平成 20 年度末における在籍件数は、約 29.3 万件であり、この数は本共済制度が対象とする「個人消費者相手の事業者等を除く、事業者への売掛金債権等を有する中小企業者」⁵の約 20%を占めていると考えられる。

新規加入件数は、平成 4 年度(71,639 件)から平成 17 年度まで減少傾向が続いていたが、平成 18 年度から増加基調に転じ、平成 20 年度(26,923 件)においては、前年度に比べ約 10,000 件増と大幅な新規加入増(対前年度比 158.5%)となった。平成 20 年度においては、脱退件数も増加し、前年度に比べ約 2,300 件増の 26,733 件(対前年度比 109.7%)となったが、平成 7 年度以来、13 年振りに新規加入件数が脱退件数を上回った(資料 1)。

(2) 掛金月額について

平成 20 年度末における在籍者の平均掛金月額は約 2 万 9 千円であり、掛金月額の限度額である 8 万円を積み立てている在籍者の比率は 19.0%である(資料 2)。

これを平成 20 年度単年度で見ると、新規加入者の平均掛金月額は約 3 万 8 千円であり、うち、8 万円を積み立てている新規加入者の比率は 32.0%である。8 万円を積み立てている新規加入者の比率は、平成 20 年度には減少したものの、平成 16 年度以降増加傾向にある(平成 16 年度:27.3%、平成 17 年度:33.5%、

⁵ 加入対象者の算出方法(総務省統計局「事業所・企業統計調査」から算出)

【企業】業種毎に資本金の額により加入対象となる企業を算出。

【個人事業者】民営個人事業者のうち農林漁業、鉱業、建設業、製造業、運輸業、情報通信業、卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を算出。

上記業種のうち、加入資格はあるが貸付利用の生じにくい業種には加入見込率(10.0%)を乗じた(補正対象企業:農業等、小売業、飲食業、不動産業、宿泊業、サービス業)。

金融・保険業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス業、サービス業のうち学術・開発研究機関については加入対象と想定されないため除外。また、不動産所得のみの個人事業者も、連鎖倒産を想定しにくいいため除外した。

平成 18 年度：38.0%、平成 19 年度 42.3%) (資料 3)。

(3) 共済金の貸付状況について

昭和 53 年の本共済制度発足以来の共済金貸付実績は、平成 20 年度末現在で 257,309 件、約 1 兆 7,527 億円であり、平均貸付額は約 681 万円である。

平成 20 年度における共済金貸付実績は 5,391 件、約 487 億円であり、平均貸付金額は約 903 万円である。貸付件数及び貸付額は、平成 13 年度 (14,967 件、約 1,107 億円) 以降減少傾向にあったが、平成 19 年度から増加に転じ、平成 20 年度は前年度に比べ 1,807 件、約 190 億円と、それぞれ 50.4%、63.9%増加した (資料 4)。

平均貸付額は平成 4 年度以来 700 万円台であったが、平成 16 年度以降上昇傾向となり、平成 20 年度に 903 万円となった (資料 5)。

平成 20 年度の共済金の貸付状況を見ると、回収困難額の平均は 1,414 万円であり、回収困難額が、現行制度の貸付額の上限である 3,200 万円を超える件数は 538 件 (全請求のうち 10.0%) であり、3,200 万円の貸付けを受けた件数は 245 件 (全請求のうち 4.5%) であった (資料 6)。

平成 20 年度の共済金の貸付状況を共済事由別に見ると、銀行取引停止が 36.6%、破産の申立てが 32.4%、再生手続開始の申立てが 24.9%である (資料 7)。

(4) 共済金貸付の償還状況について

平成 19 年度において約定に基づく 5 年間の償還期限が到来した、平成 14 年度の貸付け 12,218 件の償還状況をみると、約定どおりに償還されたのは 7,260 件、59.5%、特別管理債権に移行したのは 2,686 件、22.0%、その他特別管理債権に移行しない遅延件数は 2,272 件、18.6%であった (資料 8)。

貸付金回収率（累計ベース）でみると、平成 20 年度末では、85.2%であり、近年 85%前後で横ばい傾向にある（資料 9）。

〔5〕一時貸付金の貸付状況について

平成 20 年度における一時貸付金の貸付実績は、11,050 件、約 205 億円であり、平均貸付額は約 185 万円であった。掛金総額に対する貸付額の比率は平均で 82.6%であり、貸付限度額の上限まで借りていると考えられる（資料 10）。

なお、一時貸付金の金利については、平成 21 年 4 月 10 日に決定した経済危機対策に基づき、平成 21 年 4 月 23 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間は、0.5%に引き下げ（従来は 1.5%）平成 22 年 4 月 1 日以降は 0.9%とすることとした。

〔6〕財務状況について

資産総額は約 6,000 億円であり、資産内訳としては、貸付残高が約 1,700 億円、運用額が約 4,300 億円である。

本共済制度の財政状況としては、ここ数年、共済事由発生率が稀にみる低水準で推移した結果等により、毎年度の収支から計算される剰余金を積み立てることとなっている完済手当金準備基金の額は、平成 20 年度末現在において約 436 億円となっている。

2. 中小企業倒産防止共済制度の検討について

(1) 掛金月額、掛金総額及び共済金貸付額の限度額の引上げについて

本共済制度は、常に連鎖倒産のリスクに曝されている幅広い中小企業の加入を募り、相互扶助の精神に基づき、加入した中小企業が取引先企業の倒産に備えて予め掛金を積み、共済事由が発生した加入者に対しては、無担保・無保証人・無利子で、迅速に当座の連鎖倒産を回避するために必要な資金を貸し付けるという共済制度である。共済金貸付額は、加入者が積み立てている掛金総額の10倍が上限となっている。このため、取引先企業の倒産の際に回収が困難となる売掛金債権等の額を踏まえて、妥当な水準となるよう、共済金貸付限度額及び掛金総額限度額が定められてきた。また、掛金月額については、加入者が、月々の支払い負担が過剰にならない範囲で合理的な期間のうちに必要な掛金積立てができるよう、設定されてきた。

昭和53年の本共済制度発足時においては、共済金貸付限度額が1,200万円、掛金総額限度額が120万円、掛金月額の上限が2万円であったところ、昭和55年の制度改正によって、共済金貸付限度額が2,100万円に、掛金総額限度額が210万円に、掛金月額の上限が5万円に改定された。その後、昭和60年には、共済金貸付限度額は3,200万円、掛金総額限度額は320万円、掛金月額の上限は8万円に引き上げて、今日に至っている。

共済金貸付限度額等の水準の検討においては、加入者・非加入者を対象としたアンケート調査の結果や、共済制度在籍者による共済金貸付の活用状況に加え、統計を用いて推計される中小企業者全体の回収困難額の水準、共済金貸付限度額によって回収困難額に見合った貸付を受けられると推定される中小企業者数の割合、さらには、大型倒産などその時々の中企業者をめぐる倒産の状況を総合的に勘案し、可能な限り多くの中小企業者にとって、倒産防止に資する制度となるよう検討されてきた。

現行の共済金貸付限度額は、昭和 60 年に改正された後、長期にわたり据え置かれてきたが、在籍件数が近年一貫して減少している背景には、連鎖倒産に直面する中小企業者のニーズに対応できていない可能性があるものと思われる。したがって、中小企業者を取り巻く昨今の事業環境に照らし、現在の共済金貸付限度額の水準が妥当か否かを評価する必要がある。

まず、共済制度加入者を対象としたアンケート調査によれば、共済金貸付限度額を上げる必要があるとの要望が一定程度認められる（資料 11）。一方、非加入者に対するアンケート調査によれば、資本金規模 5,000 万円以上の、相対的に規模の大きな中小企業者ほど、現行の共済金貸付限度額は低すぎると回答している（資料 12）。

また、研究会での議論においても「非加入者の潜在的ニーズも含め、幅広い中小企業者のニーズに対応したセーフティネットとしての役割を十分果たしていないのではないか」、「在籍件数が減少している状況では、新規加入件数を増やし、脱退件数を減らすためにも、共済金貸付限度額等の引き上げや積立期間の短縮により、制度の魅力を高めていくべきではないか」との意見が多かった。

次に、本共済制度の現時点の運用実績を基に検討を行ったところ、共済事由が発生し貸付けを行った件数のうち、現在の共済金貸付限度額である 3,200 万円で回収困難額がカバーできた件数が占める割合には、近年低下傾向が認められる（資料 13）。本共済制度の在籍者には中堅規模の中小企業者が相対的に少なく⁶、潜在的な加入対象者も含めて考えるならば、現在の共済金貸付限度額ではカバーできない中小企業者が少なからず存在するものと考えられ、これが、一般の中小企業者にとって本共済制度の魅力が低下し、在籍件数が長らく減少傾向を辿っている一因である可能性がある。

過去の検討時に倣い、統計を用いて中小企業者全体の回収困難額の状況を推

⁶ 資本金 1,000 万円以上 5,000 万円未満では、中小製造業全体で 27.5%であったところ、在籍者ベースでは 17.9%にとどまっている（19 年度末現在）。

計したところ、現在の共済金貸付限度額で足りていると思われる中小企業者の割合は9割に満たない。中でも在籍者の1/3を占める中小製造業者の回収困難額の状況を推計したところ、現在の共済金貸付限度額で足りていると思われる中小製造業者の割合は、8割程度に留まっている⁷⁸。この点も踏まえ、加入者だけでなく、広く一般の中小企業者における売掛金債権の実態についても検証を行い、潜在的ニーズも踏まえて、共済金貸付限度額が妥当な水準となるよう検討する必要がある（資料14）。

さらに、中小企業者が昨今直面する連鎖倒産リスクの実情を踏まえて検討するために、直近の5年間における共済加入者ごとの共済金の貸付けの実態をみると、共済加入者の中には、比較的短期間に、連続して、取引先企業の倒産という事態に直面し、自らの積み立てた掛金総額が十分でない中で、共済金の貸付けを利用しているという実態が認められる。仮に、昨今、多くの中小企業者が、いざ、景気が減速し取引先の倒産リスクが高まった折に、本共済制度で定めている共済金の貸付限度額では二度目以降の連鎖倒産リスクに耐えられずにいたとするならば、本共済制度がその使命を果たしていない可能性がある。こうした点も踏まえて、共済金貸付限度額の妥当な水準を考える必要がある（資料15）。

これに加え、20年度には負債総額100億円以上の大型倒産の件数が増加し、共済制度においても、このような大型倒産が原因となった貸付件数及び貸付金総額の占める割合は増加している。また、大型倒産となった企業と取引のあった加入者の回収困難額は高額となっており、大型倒産の影響を受けた企業の連鎖倒産リスクは高くなっている可能性がある。こうした現状を踏まえ、大型倒産が原因となって共済金貸付を受けた企業が連鎖倒産を回避するに十分な貸付

⁷ 過去においては、工業統計表を用いて推計し、中小製造業者の実態に特に留意して検討されてきた。

⁸ 非加入者に対するアンケート調査でも、特に中小製造業者には、現行の共済金貸付限度額は低すぎるとの意見が多い。

限度額の水準となるよう設定する必要がある（資料 16）。

以上示した点を中心に、昨今の連鎖倒産の実情や潜在ニーズを引き続き見極めた上で、共済金貸付限度額等の適切なあり方について、早急に結論を得るべきである。

(2) 償還期間の延長について

本共済制度の償還期間については、加入者である中小企業者にとって月々の返済負担が過大にならないものとするとともに、本共済制度の安定的な運営を維持する観点から確実な返済を確保できることにも配慮して、設定されている。

現行の共済金貸付額に対する償還期間は、据置期間6ヶ月、54回毎月均等払いの5年間であり、仮に3,200万円を借りた場合の毎月の償還額は約59万円である。償還期間を延長した場合、1回当たりの償還額の減少による負担軽減により回収率向上の効果が見込めるものの、償還期間が長い分だけ償還が滞るリスクも増大する可能性がある。現在の5年間の償還期間は、そのような観点からみて、妥当な期間として設定されていると認められる。

したがって、共済金貸付限度額を引き上げる場合には、以上に示した現行制度の考え方に留意しつつ、償還者にとって過度な負担とならない適切な償還期間となるよう、その延長について検討する必要がある。

(3) 共済事由の拡大について

現行制度では、取引先企業に次のいずれかの事態（倒産）が生じ、売掛金債権等の回収が困難となる場合を共済事由とし、共済金を貸し付けることとされている。

破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て
手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合

これに対し、従来から、この共済事由を拡大し、取引先企業に何らかの事情が生じた結果、加入者が売掛金債権等を回収できなくなり、連鎖倒産に陥りかねないような事態については、幅広く共済事由として認めて、共済金の貸付けを行うべきであるとの声がある⁹（資料 17）。

現在の共済事由が、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立ての法的倒産と、手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分とに、共済事由を限定しているのは、共済事由の発生や、その時期を、客観的、形式的に判断し、公平な運用をできるようにするためである。

廃業、夜逃げ等の場合には、このような条件を満たさないことから、共済事由に追加することについては、これまで慎重に検討され、倒産を巡る法制度の整備状況等を見極めながら、検討を継続することとされてきたところである¹⁰。その後、破産法制等の倒産法制の整備が進み、法的整理による倒産の増加が認められるものの、相当程度の費用を要する等、様々な事情を背景に、引き続き、相当程度の事業者は、事業の撤退・再建に際し、いわゆる私的整理を選択しているという実態がある。そこで、いわゆる私的整理のうち、共済事由となり得る場合があるか否かという観点から整理するならば、必ずしも、現行の共済事

⁹ 平成 19 年度に実施したアンケートによると、加入者については 70.5%が、未加入者については 29.8%が「取引先の私的整理等で売掛金債権等が回収困難になった経験がある」と回答している。

¹⁰ 平成 11 年 4 月「中小企業倒産防止共済制度に関する論点と考え方（中間報告）：中小企業政策審議会共済制度小委員会」。

由のような法的整理等に該当しなくても、以下の場合については、現在の共済事由とほぼ同程度に、共済事由の発生とその時期とを公平・迅速に決定できると考えられる。

取引先企業から弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士若しくは司法書士法人が代理人として委任されていること。

当該代理人から支払停止又は一時停止の通知がされていること。

そもそも、定まった手続のルールがなく、様々な態様があり得る私的整理を共済事由として位置づけるに当たっては、いわゆる偽装倒産のような不正な案件を排除し、倒産という実態があることを客観的、形式的に判断し得る要件を整理する必要がある。

このため、法的資格のある弁護士又は司法書士が代理人として介在している手続の下で、清算等の手続が進められている場合に限定して共済事由に当たることとし、不正な事案を排除することが適切である。

具体的には、弁護士又は司法書士が、代理人として、債権者である加入者に対し、支払停止又は一時停止の通知をすることを要件とすることが考えられる。これを要件とすれば、共済事由発生的事实を一義的に確定できると同時に、その通知の発出期日をもって共済事由の発生期日と定めることが可能となり、現行の法的整理等の場合と同等程度に、共済事由の発生とその時期とを判断することができると考えられる。

弁護士又は司法書士が代理人として支払停止等を通知する場合においては、一般的に、法的整理に準じた手続に則り、適正に私的整理が進められているものと推定することができると考えられるが、これに加えて、私的整理が確実に進められていることの証左となるような文書（「債権者一覧表」、「財産目録」）を、共済金貸付の請求に際し加入者に求めることによって、私的整理による倒産の実態をより慎重に判断することができるという見方もある。このような方

法も含め、加入者が、公正、公平、迅速、確実に、必要な共済金貸付を受けて連鎖倒産を回避することができるような制度とすることを第一に、適切な手続を整備することが重要である。

なお、自然災害等により加入者の買掛金債務が履行困難になる場合や取引先の売掛金債権が回収困難になる場合について、共済事由に追加するのが適切かどうかという点が一つの論点となる。共済加入者本人の自然災害による買掛金債務を対象とすることは、取引先企業の倒産の影響を受けて連鎖倒産することを防止するという本共済制度の目的から大きく逸脱すること、また、災害救助法が適用された被災地域では政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付やセーフティネット保証の対象となることから、対象に追加する必要はないと考えられる。また、自然災害等により取引先の売掛金債権が回収困難になる場合についても、上記の通り様々な融資制度を活用できること、仮に取引先が倒産という事態に至れば、最終的には共済制度の対象となることから、新たに共済事由に追加する必要がないと考えられる。

また、取引先企業の夜逃げ、廃業等も、それによって私的整理に至って、加入者の売掛金債権が回収困難になるものと整理するのが適切であり、ここで整理した私的整理に関する共済事由の要件を満たせば、共済金貸付が受けられるようになると考えられる。

(4) 共済金貸付額の 1 / 10 の掛金の権利消滅、完済手当金及び繰上償還について

現行制度において共済金を貸し付けた際には、共済金貸付額の 1 / 10 に相当する額が掛金総額から権利消滅する。これについては、加入者の負担を軽減する観点から、見直しの要望が出されている。

しかしながら、与信審査を行わず、無担保・無保証人・無利子で簡易・迅速に資金を貸し付けるといふ本共済制度の特徴を維持するためには、貸し倒れ等の一定のコストを見込むことは不可欠である。

また、加入者の負担を軽減する措置として、昭和 55 年から完済手当金の制度が設けられている。これは、本共済制度の収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合において、償還期日までに全額償還した完済者を対象に、所要額を支給するという仕組みである。完済手当金については、これまで支給の実績がなく、引き続き、共済事由の発生状況、共済財政の状況等を踏まえつつ、加入者の負担軽減策の在り方として、検討を継続していくことが必要である。

一方、共済金の貸付けを受けた加入者の中には、繰上償還を行う者が一定程度存在する。共済金貸付額の 10 分の 1 の権利消滅は貸付時に実行され、その後、繰上償還した場合においても軽減されないため、期日どおりの償還者よりも繰上償還者の負担は実質的に重くなっていることから、その負担を軽減することが望ましい。負担を軽減するための具体的な方法としては、繰上償還者の実質的な負担が、期日どおりの償還者と同等程度になるように軽減するという方法と、繰上償還をより積極的に促進する観点から、早期に償還するほど期日どおりの償還者を上回って負担を軽減するという方法とがあり得る。早期償還者に対し、期日どおりの償還者の負担を上回って軽減するという方法は、早期償還の促進効果はあり得るものの、共済制度の財政の仕組みを踏まえると、収支を

悪化させるおそれがある。元来、約定どおりの償還があれば共済制度として支障なく運営できることに鑑みれば、約定どおりの償還者と同等の負担となるまで軽減することするのが合理的であると考えられる。このような負担軽減であっても、現行制度と比較すれば、貸付金を受けた加入者にとっての繰上償還へのインセンティブにもなり、共済制度全体の貸付金回収率の向上の効果も期待できると考えられる。したがって、このような考え方を基本に、共済制度の財政に与える影響を更に精査しつつ具体化を図ることが適切である（資料 17）。

(5) 新規加入時の申込金の扱い

共済契約の申込みは、掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならないこととされている。これは新規加入者が契約の申込みを不用意に行い、その後、安易にその取消しを行うことにより、機構の契約事務が混乱を来すことを防止する趣旨から定められたものである。

これまでの運用実績や機構における事務処理の実情を踏まえると、上記のような不用意な申込に伴う弊害は見受けられない。そのため、現金を取り扱う代理店等の事務手続きの煩雑さ、新規加入者の利便性の観点から判断して、現金の申込金を添えることは不要とし、新規加入者の加入手続きの負担軽減を図るべきである。

以上

中小企業政策審議会 経営安定部会 委員

(敬称略、50音順)

< 委員 >

部会長 足立 文彦 金城学院大学 現代文化学部長
荒牧 知子 荒牧公認会計士事務所 公認会計士
澤田 久代 横浜綜合法律事務所 弁護士
関 哲夫 株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長

< 臨時委員 >

浅野 幸弘 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授
位田 周平 社団法人日本アクチュアリー会 前副理事長
市川 隆治 全国中小企業団体中央会 専務理事
蝦名 好直 独立行政法人勤労者退職金共済機構 監事
柏崎 重人 株式会社大和総研コンサルティング本部
企業財務戦略部長 シニア・アナリスト
倉智 春吉 株式会社日本電気化学工業所代表取締役社長
多比羅 誠 ひいらぎ綜合法律事務所 弁護士
寺田 範雄 全国商工会連合会 専務理事
平川 茂 税理士法人平川会計パートナーズ 税理士
眞柄 秀明 株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社
宮城 勉 日本商工会議所 常務理事
村越 政雄 株式会社ムラコシ精工 代表取締役社長
山本 和彦 一橋大学大学院 法学研究科 教授

(別紙)

中小企業倒産防止共済制度研究会委員名簿

(敬称略、50音順)

は座長

浅野 幸弘 国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
教授

有田 礼二 東京海上日動火災保険株式会社
公務開発部長

五十嵐 克也 日本商工会議所 中小企業振興部長

海老原 正 全国商工会連合会 会員サービス部長

(代理出席

菅谷 陽一 全国商工会連合会 会員サービス部
サービス・福祉課長)

近藤 隆司 白鷗大学 法学部教授

村本 道夫 マトリックス国際法律事務所 弁護士

山崎 良太 森・濱田松本法律事務所 弁護士

山本 和彦 国立大学法人一橋大学大学院
法学研究科教授

以上